



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成21年 5月29日 金曜日 第2069号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... 1

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則... 3

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程..... 4

条 例

○愛媛県条例第34号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>13 省略</p> <p>14 平成21年 6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、<u>「100分の120」とあるのは「100分の110」と</u>、同条第3項中「<u>「100分の140」とあるのは「100分の75」</u>」とあるのは「<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」</u>」と、「<u>「100分の120」とあるのは「100分の65」</u>」とあるのは「<u>「100分の110」とあるのは「100分の60」と</u>、<u>「100分の140」とあるのは「100分の75」</u>」と、第19条の4第2項第1号中「100分の75」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、<u>同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と</u>、「<u>100分の45</u>」とあるのは「<u>100分の40</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>13 省略</p>

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>11 省略</p> <p>12 平成21年 6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「<u>「100分の140」とあるのは「100分の75」</u>」とあるのは「<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」</u>」と、第19条の4第2項第1号中「100分の75」とあるのは「<u>100分の70</u>」</p>	<p>附 則</p> <p>11 省略</p>

と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
10 省略	10 省略
<u>11 平成21年6月に支給する知事等の期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。</u>	

(教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日)	附 則
1 省略 (愛媛県教育長の給料、期末手当及び旅費支給条例の廃止)	1 省略
2 省略 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	2 省略
<u>3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。</u>	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u>	この条例は、公布の日から施行する。
<u>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第3項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。</u>	

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<u>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</u>	この条例は、平成15年4月1日から施行する。
<u>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」と、同条第3項中「100分の160」と、とあるのは「100分の145」と、とする。</u>	

(知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 省略 <u>（この条例の失効）</u> 2 省略 <u>（平成21年6月に支給する職員の期末手当及び勤勉手当に関する特例）</u> 3 <u>第4条第1項及び第2項の規定は、職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の規定により平成21年6月に支給する職員の期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額及び給料の調整額については、適用しない。</u></p>	<p>附 則 1 省略 2 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1071

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 5月29日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 3 省略 4 <u>平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」とあるのは「100分の87以上100分の140以下」と、「100分の119以上100分の190以下」とあるのは「100分の106以上100分の170以下」と、同項第2号中「100分の82.5以上100分の93未満」とあるのは「100分の77以上100分の87未満」と、「100分の105.5以上100分の119未満」とあるのは「100分の94以上100分の106未満」と、同項第3号中「100分の72」とあるのは「100分の67」と、「100分の92」とあるのは「100分の82」と、同項第4号中「100分の72未満」とあるのは「100分の67未満」と、「100分の92未満」とあるのは「100分の82未満」と、同条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、第14条の2第1項第1号中「100分の35超」とあるのは「100分の30超」と、「100分の45超」とあるのは「100分の40超」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、同項第3号中「100分の35未満」とあるのは「100分の30未満」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の40未満」とする。</u></p>	<p>附 則 3 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

 公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成21年 5月29日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程（平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 省略 <u>（この管理規程の失効）</u> 2 省略 <u>（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）</u> 3 <u>第2条及び第3条の規定は、愛媛県企業職員の給与の種類及び</u> <u>基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の規定により平</u> <u>成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎と</u> <u>なる給料月額及び給料の調整額については、適用しない。</u>	附 則 1 省略 2 省略

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。